

那須塩原市土木工事における情報共有システム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須塩原市が発注する土木工事における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を実施するに当たり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム 建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 受注者 受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。
- (3) 発注者 発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。
- (4) 工事帳票 本要領における工事帳票とは、栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、「情報共有システム」による工事協議簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した工事協議簿等も「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者間の「署名・押印」と同等の記録が各工事帳票に記録されている必要がある。

(対象工事)

第3条 那須塩原市が発注する原則全ての建設工事を対象とし、情報共有システム

の利用を実施する。ただし、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認められた場合などは、この限りでない。

(機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能（PDF、SFCが表示可能なこと）を満たすものの中から受発注者で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議の上、利用の判断を行うものとする。

2 受注者は、「情報共有システム」において、推奨される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の推奨環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表を参考にして現場着手日までに受発注者間の協議により決定する。

2 那須塩原市で定めている工事帳票が「情報共有システム」で作成できない場合は、栃木県又は国土交通省の様式を準用することができる。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとする。

(工事検査)

第7条 完成検査、出来形部分検査、中間検査においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査する。

(データ移管)

第8条 完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

(電子納品)

第9条 この要領に基づき作成した工事帳票等は、「栃木県CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

(利用に係る経費)

第10条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第11条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第12条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、受注者が情報共有システムの利用を実施しない場合、減点を行うものとする。

2 減点は、主任監督員の評価項目「創意工夫」において「-1点」の評価を行うものとする。

(その他)

第14条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 工事資料名 | 添付書類 | システム 利用の可否 | 備 考 |
|----------------------------|--|---------------|--|
| 施工体系図 | | 可 | |
| 施工体制台帳 | | 可 | 再下請負通知書を含む |
| 再生資源利用 実施書 | | 可 | |
| 再生資源利用 促進実施書 | | 可 | |
| 建設副産物処理 承認申請書・同処 理調書 | 産廃処理業者及 び収集運搬業者 の許可証と契約 書写し、処理場 等書類と写真添 付 | 可 | 追跡写真は不要 |
| 工事測量成果表 | | 可 | 仮BM設置など |
| 工事測量結果 | | 可 | |
| 工事履行報告書 | 工事实施工程表 | 可 | |
| 工事協議簿 | | 可 | 「指示」、「承諾」、 「協議」、「提出」、 「提示」、「報告」、 「通知」 |
| 協議資料 | | 協議 | 「関係機関」、「近隣」 |
| 確認・立会報告書 | 状況写真 | 可 | |

| | | | |
|------------------------------|------|----|-----------------------------------|
| 工事写真 | | 否 | CD-R等での提出とする。 |
| 使用材料報告書 | | 協議 | 再生骨材品質等確認報告書を含む |
| 施工計画書 | | 可 | 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を含む |
| 工事事務報告書 | | 可 | |
| 施工管理報告書 (出来形管理) | | 協議 | |
| 施工管理報告書 (品質管理) | | 協議 | ※品質証明資料において、紙による証明書の場合は、電子化不可とする。 |
| 下請けに対する引 取り検査を確認で きる書類 | 状況写真 | 協議 | |
| 台帳関係 | | 協議 | 舗装、橋梁、照明、標識、給水等 |
| 創意工夫提案資料 | 状況写真 | 協議 | 創意工夫に関する実施状況 |
| 地域への貢献等実 施状況 | 状況写真 | 協議 | 社会性等に関する実施状況 |

| | | | |
|-----------------|-----|----|------------------|
| 産業廃棄物マニ フェスト | 総括表 | 否 | 検査で提示する資料 |
| 交通整理員集計表 | 伝票 | 否 | 検査で提示する資料 |
| その他 | | 協議 | 監督員が必要と認める書 類 |

備考

- 1 「協議」：現場着手日までに、受発注者間で「情報共有システム」を利用するかどうか協議する書類。
- 2 「工事写真」：工事完成時にCD-R等の電子媒体で提出することから、「情報共有システム」での利用は不可とする。